

## 浜松市物品購入等における競り下げ式見積合せ要領

(趣旨)

第1条 浜松市(以下「市」という。)が行う物品購入等に係る随意契約において、競争性、公平性及び透明性の一層の確保を図るため競り下げ式見積合せについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「競り下げ式見積合せ」とは、定められた時間内において、参加者が、見積書を提出し、その時点での最低の価格を確認した後、再度、より安い価格を記載した見積書を提出し、その時点での最低の価格を確認する行為を繰り返し行うことにより、最終的に最低の価格を提示した者(当該者により契約の内容に適合した品質の確保その他適正な履行の確保ができないおそれがあると認める場合又は当該者を随意契約の相手方とすることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適當と認める場合にあっては、他の者のうち最低の価格を提示した者)を随意契約の相手方として決定する手続をいう。

(対象案件)

第3条 競り下げ式見積合せは、別に定める条件に該当し、市長が必要と認めるものを対象とする。

(参加資格等)

第4条 競り下げ式見積合せに参加することができる者は、当該年度における市の入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されているものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長が必要があると認めるときは、次に掲げる項目についての資格をその都度定めることができる。

- (1) 資格者名簿に登録がある業種
- (2) 本店または営業所等の所在地
- (3) その他必要と認める項目

(競り下げ式見積合せの掲示)

第5条 市長は競り下げ式見積合せにより随意契約の相手方を決定しようとするときは、物品名、契約方法、見積提出方法、見積提出日時、見積提出場所等を記載した文書を契約担当課に掲示するほか浜松市ホームページへ掲載するものとする。

(競り下げ式見積合せ参加者の決定)

第6条 市長は、競り下げ式見積合せへの参加を希望する者から、その都度定める期間内に入札参加資格確認申請書(競り下げ)(以下「確認申請書」という。)その他市長が必要と認める書類を持参により提出させるものとする。

2 市長は、前項の確認申請書を提出した者(以下「申請者」という。)について、確認申請書の提出期限日の翌日から3日以内に競り下げ式見積合せ参加の資格確認審査をし、

その結果を文書で申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、参加資格がないと認めるときは、当該申請者に対し、通知日の翌日から2日以内にその理由等について、書面により説明を求められることができる旨を付記するものとする。

- 3 市長は、前項後段の説明を求められたときは、その日から2日以内に文書により回答するものとする。ただし、説明を求めた者に競り下げ式見積合せ参加資格があると認める場合は、前項の通知を取り消す旨の回答と併せて、改めて競り下げ式見積合せ参加資格のある旨の通知を行うものとする。

(競り下げ式見積合せの執行)

第7条 市長は、競り下げ式見積合せ執行時において、前条第2項又は第3項後段の規定により競り下げ式見積合せの参加資格があると確認した者を競り下げ式見積合せに参加させるものとする。

(見積の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- (1) 見積事項若しくは価格を表示しないもの又は不明確なもの
- (2) 見積者の記名押印のないもの
- (3) 委任状のない代理人がしたもの
- (4) 2以上の見積者の代理人となって見積したもの
- (5) 同一事項について同一人の名をもって同時に2以上の見積をしたもの
- (6) 見積に際して不正の行為があったと認められるもの
- (7) 特に指定した条件に違反したもの
- (8) その他見積参加者の資格を具備しないもの
- (9) 見積合せの適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者が見積したもの

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

- 2 前項の規定による見積の無効は、市長が決定する。この場合において、見積者はその

決定に対して異議を申し立てることができない。

(競り下げ式見積合せによる随意契約)

第9条 競り下げ式見積合せにより決定した相手方との随意契約は、当該相手方が競り下げ式見積合せにおいて提示した価格を参考として行うものとする。

(異議の申し立て)

第10条 見積者は、見積書提出後、この要領、仕様書等について不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。